

ご挨拶

筋の通らないところに結果は出ず、取り組むからには結果を出さねば意味が無い。結果を出すべく責任を持って取り組む姿勢を忘れず、結果が出なければ、原因分析し、改善策を考える。この基本を徹底し、日々勉強を怠らず、経験を糧とし、学んだことを活かし、これら積み重ねが力となって、ようやく国家・国民に貢献できるようになると考え、地道に歩んでまいりました。

私は、国政課題と向き合う時、当たり前ですが、常に「公＝国家」を意識しています。昨今、残念なことに、様々な課題に対し、目先優先の個別最適解を求める暫定的な対応が散見され、暫定的な対応の結果、更に別の課題が発生する等、悪循環に陥りかけていると感じています。国の対応力は無限では無いことから、状況や問題点を精査・分析し、根本的な所からの見直し・建て直しを図り、中・長期的視点で包括的かつ少しでも恒久的に近い解決策も合わせて模索していかないと、いずれ国家が機能不全になり、いよいよ暫定対応すらできなくなるのではという危機感すら持っています。まして、大変厳しい安全保障環境に加え、今後、本格的に到来する少子高齢化・人口減少社会は、未だかつて、我々が経験したことの無い社会であり、既存の対応で乗り切ることが難しくなります。

それ故、私は、従来の枠組み通りに解決策を考えるだけではなく、我々日本人が育んできた知恵を最大限発揮し、切り口を変えたり、バラバラに機能しているものを繋げたり組み替えたり、重複しているものをまとめる等、課題解決の軸を明確にして再構築することで、今のうちに国力強化を図り、迫り来る厳しい将来に少しでも備えたいと考えています。

AIなど便利なツールも多数出てきましたが、どう使いこなすかは人次第であって、やはり最後は人なのだと思います。私は、一貫して「国づくり、地域づくりは、人づくりから」を信条に、どの国政課題と向き合う時も、人づくりは必ずセットで取り組んできました。

まだまだ課題は山積みです。中途半端な取り組みで終わるわけにはいかない、強くそう思って活動しております。どうか皆様のご指導を賜りますことを切にお願い申し上げます。

参議院議員 **赤池 誠章**

赤池まさあきプロフィール

昭和36年山梨県生まれ。明治大学政治学科卒業。松下政経塾で松下幸之助氏に「人づくり」の重要性を学ぶ。自動車整備士養成の専門学校校長を経て、衆議院議員に初当選。平成25年参議院議員選挙・比例代表(全国区)で国政復帰。国土交通委員会理事、文部科学大臣政務官、文教科学委員長、党文部科学部会長(三期)、内閣府副大臣等を務め、現在、党政務調査会副会長三期目、専修学校等振興議員連盟事務局長等。参議院議員二期目。

<https://www.akaike.com>

[赤池まさあき 国会事務所]

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館524号室
TEL 03-6550-0524 FAX 03-6551-0524

[赤池まさあき 後援会事務所]

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-1-11-2F
TEL 055-237-5523 FAX 055-237-5281

参議院選挙の投票方法

「2回」投票します

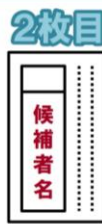
- ① 都道府県選挙
- ② 比例代表選挙

① 都道府県選挙区



各都道府県の候補者名を書いて投票します。

② 比例代表（全国区）選挙



全国どこからでも、**比例区の候補者名**を書いて投票できます。
(政党名でも可)

比例代表選挙は、政党名およびその政党に属する候補者個人への投票数の合計に応じた各政党への議席配分から、候補者名での投票数の多い順に当選者が決まる非拘束名簿式です。

《後援会入会のご案内》

討議資料

自民党

日々勉強、
結果に責任！



活動報告は
こちらから

参議院議員 比例代表 (全国区)

**赤池
まさあき**

国づくり、地域づくりは、人づくりから

専修学校制度50年 すべては人づくりから。

▶参議院議員一期目の取り組み

- 平成25年**
- ・文部科学大臣認定職業実践専門課程の認定制度開始。
 - ・奨学金充実と授業料減免に向け、専修学校の学生生活等の調査研究の実施。
 - ・教育資金一括贈与の非課税措置の創設。

- 平成26年**
- ・雇用保険法改正により教育訓練給付金を学費等の年最大6割まで拡充。
 - ・公共職業訓練校との競合問題について、国から地方へ指導を強化。
 - ・外国人調理師への在留許可制度の開始。

- 平成27年**
- ・経済的に厳しい専門学校生の授業料等負担軽減事業の開始。
 - ・教育資金一括贈与の非課税措置の2年間延長。
 - ・官民協働留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」に専門学校生が初選出。

- 平成28年**
- ・熊本地震で被災した専門学校に対し、各種支援を実施。
 - ・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設。
 - ・介護分野の外国人の在留許可制度の創設。

- 平成29年**
- ・専門職大学・短大制度の法制化（開校は平成31年度から）。
 - ・議員立法により、災害共済給付制度に高等専修学校が対象化。
 - ・雇用保険法改正により教育訓練給付金を学費等の年最大7割へ拡充。
 - ・経済的に厳しい若者を支援する返還不要の給付型奨学金が先行開始。
 - ・教育資金一括贈与の非課税措置の2年間延長（領収書の電磁提出が可能）。
 - ・ユネスコ「高等教育資格承認のアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）の発効を契機に留学生の受け入れ拡充。

- 平成30年**
- ・給付型奨学金が本格実施（私学・自宅外が月4万円、自宅からが月3万円）。
 - ・雇用保険法改正により教育訓練給付金を学費等の年最大7割に引き上げ。
 - ・文科大臣が短期課程を認定する「キャリア形成促進プログラム」制度の開始。
 - ・外国人材の受入れ拡充に当たり、専門学校の分野を拡大。

赤池まさあきの決意

- ・教育の複線化、職業教育の充実を目指します。
- ・教育の実質無償化を拡充します。
- ・専門学校、高等専修学校への支援強化します。
- ・社会人と留学生の学びを促進します。



▶参議院議員二期目の取り組み

- 平成31年**
- ・修学支援新制度の法制化（幼児教育は10月～、高等教育は翌年4月～）。
 - ・愛玩動物看護師法を議員立法で制定（令和4年度全面施行）。
- 令和元年**
- ・教育資金一括贈与の非課税措置の2年間延長（その後も2年毎延長で継続中）。
 - ・一般教育訓練給付金制度の創設（短時間特別課程が対象）。

- 令和2年**
- ・コロナ禍での学生支援緊急給付金を創設し、約43万人を支援（非課税世帯20万円・一般10万円）し、高校と同等に高等専修学校も支援。

- 令和3年**
- ・コロナ禍で学生支援緊急給付金を継続。約67万人を支援（10万円）するとともに、寄付金による学生への食支援を開始（1校上限100万円）。
 - ・職業実践専門課程認定校に対する都道府県からの補助に特別交付税措置の創設（令和4年度実施）。

- 令和4年**
- ・コロナ禍が続き、寄付金による学生食支援を継続（1校上限100万円）。
 - ・専修学校設置基準等を改正し、社会人の履修証明を追加。

- 令和5年**
- ・私立学校法改正。社会の信頼を得るための統治機構を改革（令和7年度施行）。
 - ・専修学校設置基準を改正し、通信制学科の授業方法を明確化。
 - ・日本語教育機関認定と日本語教師国家資格の法制化（令和6年度施行）。
 - ・外国人専門学校卒業生の就労在留資格の柔軟化を実現。

- 令和6年**
- ・学校教育法を改正し、入学資格や単位数、評価を大学と同等に。
 - ・修学支援新制度の授業料減免等を中間層へ拡大（多子世帯と理工農系対象）。
 - ・高等専修学校への補助に対する特別交付税措置の創設（令和7年度より）。
 - ・雇用保険法改正により教育訓練給付金を学費等の年最大8割へ。さらに賃上げ前提なら上限9割となり、対象も短時間労働者500万人へ拡大。
 - ・公共職業訓練校との競合問題について、国から地方へ毎年要請を実現。
 - ・新規予算として、理系転換、国際化、高等専修学校の先導的研究を支援。

- 令和7年**
- ・多子世帯への所得制限なしでの授業料減免措置導入の法改正と予算確保。
 - ・新規予算案として、人口減少地域の職業人材確保プログラムを開発支援。